

令和8－10年度外国人バス運転手養成支援業務仕様書

1 業務の名称

令和8－10年度外国人バス運転手養成支援業務

2 業務の目的と概要

札幌市では、市民の生活を支える公共交通である路線バスの運行を維持するため、バス運転手の確保が喫緊の課題となっている。そこで、国外で意欲ある人材を養成し、特定技能制度により札幌市内のバス事業者で勤務するバス運転手※を安定的に確保することを目的として本業務を実施する。

本業務では、日本語能力や日本の交通ルール、安全運転に関する研修を徹底することで質の高いバス運転手を養成するとともに、外国人材が安心して働く環境づくり、地域社会へのスムーズな適応を支援する。

※ 北海道中央バス株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社及び株式会社じょうてつ（以下「バス事業者」という。）のいずれかにおいて、札幌市内完結系統を運行する営業所で勤務するバス運転手

3 履行期間

契約締結の日から令和10年10月31日(火)まで

本業務は複数年度にわたる債務負担行為に係る契約であり、令和9年度以降の業務実施については当該年度の予算が議会において議決・成立した場合にのみ効力を生じるものとする。なお、予算が成立しなかった場合は本契約を終了するものとし、この場合に札幌市は受託者に対して契約終了に伴う損害賠償等の責任を一切負わないものとする。

4 業務の内容

事業責任者及び支援者（兼務可）を配置し、履行期間終了日の翌日までに外国人材を特定技能の在留資格でバス運転手として勤務を開始させるために下記の業務を行うこと。なお、事業責任者及び支援者の主たる勤務地は札幌市外であっても差し支えない。ただし、本業務の円滑な遂行に支障が生じる事態又は緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに札幌市において現地対応にあたること。

また、受託者は国の制度改革や他自治体の類似事業等について情報収集を行うとともに、必要に応じ札幌市及びバス事業者への情報提供並びに質問への対応を行うこと。

(1) 現地養成

下記のとおり、国外の拠点において外国人材の募集・養成を行うこと。なお、応募・養成及び各種手続きに係る費用（受験料、証明書発行手数料、健康診断費用等）は原則として受託者が負担し、外国人材への請求は行わないこと。

ア 講座設計

(ア) カリキュラムの作成

令和9年11月1日(月)の入国に向けて、下記の内容を含むカリキュラムを構築すること。構築にあたっては受託者が主体となり、札幌市及びバス事業者との連携を図ること。なお、カリキュラムの最終決定においては、

札幌市及びバス事業者の承認を得ること。

- ・日本語教育（日本語能力試験（JLPT）N3相当以上）
- ・特定技能評価試験対策
- ・外国運転免許証を日本の運転免許証に切り替える手続き（以下、「外免切替」という。）に向けた試験対策
- ・大型自動車第二種運転免許（以下、「大型二種免許」という。）の取得に向けた試験対策
- ・日本の文化やマナー（ビジネスマナーを含む）の習得
- ・札幌市の魅力発信
- ・各バス事業者のPR等

(イ) 募集・選考方法の決定

募集方法、応募要件及び選考方法については、札幌市及びバス事業者と協議の上、決定すること。なお、応募要件においては、現地の運転免許を保有していることを必須とする。

(ウ) 現地視察に対する支援

講座設計等にあたりバス事業者が現地視察を希望した場合は、視察先との調整・宿泊施設等の手配を支援するとともに、視察に同行すること。

イ 外国人材の募集

募集動画の作成・配信、PRイベントの実施により、現地で養成する人材を募集すること。

また、参加申込者について、氏名、生年月日、性別、最終学歴、保有資格（日本語能力試験、運転免許）、過去の日本滞在歴等を一覧化し、札幌市及びバス事業者に提示すること。

ウ 選考及び健康診断の実施

下記のとおり選考を行うこと。なお、いずれの場合も決定した養成候補者に対し、健康診断（安全な運行に支障をきたす疾患の有無、深視力検査等）を実施すること。

(ア) 養成開始前にバス事業者の採用内定を必要としない場合

上記ア(イ)の決定内容により受託者において選考し、養成候補者を札幌市及びバス事業者に提示すること。養成人数については10名以上とし、企画提案時の提案人数のとおりとすること。

(イ) 養成開始前にバス事業者の採用内定を必要とする場合

バス事業者が選考を実施することとし、実施にあたり、下記(2)アと同等の支援を行うこと。内定人数は10名を予定しているが、バス事業者の意向により増員する場合がある。

エ 養成

上記ア(ア)により構築したカリキュラムに基づき、外国人材の養成を行うこと。なお、教材・資料の翻訳は、受託者において行うこと。

オ 自動車運送業分野特定技能協議会への加入

受託者は、下記(2)アによる人材紹介を行うときまでに、国土交通省の設置する「自動車運送業分野特定技能協議会」の構成員となること。また、これ以降、バス事業者と締結する支援委託契約の期間中は、継続して同協議会の構成員としての地位を保持すること。

(2) 入国支援

令和9年11月1日(月)の入国に向けて、特定技能外国人の受入れにおける義務的支援に加えて下記の支援を行うこと。なお、入国日を前倒しする場合は札幌市及びバス事業者との事前協議の上で決定すること。

ア 面接・採用支援、人材紹介

人材紹介にあたり、求人票や求職者情報、労働条件通知書や雇用契約書等の翻訳、オンラインによる面接環境の整備及び支援（通訳を含む）等を行うこと。バス事業者が現地での面接を希望した場合は、宿泊施設等の手配を支援するとともに、面接に同行（通訳を含む）すること。

なお、上記(1)ウ(ア)により10名を超えて養成を行った場合についても、採用内定者は10名を予定している。

イ 特定自動車運送準備外国人支援計画の作成支援

バス事業者における標記計画の作成を支援すること。

ウ 在留資格等申請支援（特定活動）

バス事業者、外国人材の双方に対して入国に向けた各種申請に係る支援を行うほか、外国人材の申請に係る費用（旅券取得費用以外の提出書類の発行手数料を含む）について受託者が負担すること。

エ 渡航費・国内交通費等の負担

外国人材の渡航費及び国内の移動にかかる費用（行程上、宿泊を要する場合は宿泊費を含む）の一切を受託者が負担すること。

オ バス事業者向け受入れ準備講座の実施

外国人材の受入れにあたり、配慮すべき点や、やさしい日本語についての講座をバス事業者3社に対し各1回、計3回実施すること。会場は各バス事業者において手配するが、講座の実施にあたり必要な機材は原則として受託者が持参すること。なお、調整の上、3社合同で実施することも差支えないが、この場合の会場は受託者が手配すること。

(3) 入国後支援

ア 外国人材に対する支援

特定技能外国人の受入れにおける義務的支援に加えて下記の支援を行うこと。ただし定期面談については義務的支援において実施する面談を含めた回数とする。

(ア) 相談環境の整備及び定期面談

入国から12か月間、外国人材が母国語で気軽に相談できる環境（オンラインチャットやメール等）を整えること。また、1か月に1回以上、外国人材との母国語による定期面談を実施すること。

なお、定期面談については外国人材の意向により、実施回数を縮減する場合があるため留意すること。

(イ) 外免切替等の手続きに係る支援（大型二種免許の取得は含まない）

日本の運転免許証の取得に向けて、外免切替等の手続きに伴う提出書類の手配（発行機関への申請（同行含む）及び発行手数料の負担）、申請に係る支援及び試験手数料・交付手数料の負担を行うこととし、申請書類の提出及び知識・技能の各確認試験の受験時に札幌運転免許試験場に同行す

ること。

また、受験に向けて対策講座等を手配し費用を負担するとともに、学習の進捗状況について、隨時札幌市及びバス事業者に共有すること。なお、利用する講座・教習所はバス事業者と調整の上、決定すること。

(ウ) 日本語学習環境の整備及び教材の提供

本事業に参加した外国人材が入国後も継続して日本語力向上のための学習に取り組めるよう、履行期間を通してスマートフォン等で利用可能な日本語学習環境を整備すること。

なお、サービス利用料、教材費等が必要な場合は受託者が負担すること。

(エ) 日本語特別講座の実施

本事業に参加した外国人材に対し、バス運転手として実践的な日本語講座を24回（原則として月2回）、対面で実施すること。また、講座のカリキュラム及び実施日については、事前に札幌市及びバス事業者と協議すること。なお、実施はバス事業者3社合同で実施することとし、公共交通機関からのアクセスが良好な会場を受託者が手配すること。

(オ) 市民との相互理解の醸成

市民との相互理解、地域社会への参加に向けた取組を計2回（令和9・10年度に各1回）実施すること。なお、参加者からの費用徴収は原則として行わないこと。

(カ) 外国人材間の交流イベントの開催

外国人材の定着に向け、本事業に参加した人材間の交流を図るイベントを計2回（令和9・10年度に各1回）開催すること。なお、参加者からの費用徴収は原則として行わないこと。

(キ) 在留資格等申請支援（特定活動→特定技能の切替）

各種申請に係る支援を行うほか、申請に係る費用（申請費用、提出書類の発行手数料等）について受託者が負担すること。

イ バス事業者に対する支援

バス事業者3社それぞれに対し、下記の支援を実施すること。

(ア) 定期面談

入国後2か月間は週に1回、入国後3か月目から12か月目までは1か月に1回以上、バス事業者との定期面談を実施すること。

なお、バス事業者の意向により、面談回数を縮減する場合があるため留意すること。

(イ) 特定技能外国人支援計画書等の作成支援

在留資格等申請に伴い、標記計画等の作成を支援すること。

(ウ) その他全般的な支援

定期面談のほか、恒常に電話やメールで相談が可能な環境を整えるものとし、急を要する場合は外国人材へのヒアリングや通訳者の派遣等に協力すること。

(4) 事業広報

市民理解の醸成のため、WebサイトやSNS（既存のサイトやアカウントの活用可）を活用して当該事業をPRすること。投稿頻度は月2回程度とし、画像や動

画を活用して市内における運転手不足の状況や事業構築の様子、外国人材の日本語学習の様子や就職への意気込み、文化の紹介等を行うこと。なお、投稿内容については事前に札幌市の承認を受けること。

(5) 事業計画及び事業報告

ア 事業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに提案内容を基に「事業計画書」を作成の上、札幌市の承認を受けること。

なお、当該計画を変更する場合には、速やかに「変更申請書」（任意様式）を札幌市に提出し、承認を得ること。

イ 月次報告

事業進捗及び定期面談の結果について、翌月10日までに札幌市及びバス事業者あてに報告書（任意様式）を提出すること。なお、10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。ただし、各年度の3月分実績報告は各年度の3月31日までに札幌市へ提出すること。また、札幌市及びバス事業者から進捗状況に関する問合せがあった場合は、上記期日に関わらず速やかに対応すること。

ウ 年次報告

受託者は、各年度の履行実績について、別途札幌市の指定する期日までに電子データ（PDF形式）により報告すること。報告様式については任意とするが、報告書案については事前に確認すること。

(6) 定例打合せ

当該事業の効果的な運営に向けて、月1回～数か月に1回、札幌市の主催する、受託者、札幌市及びバス事業者3社の5者打合せに参加すること。

5 委託費の支払い及びバス事業者との契約締結等について

本業務の受託にあたっては、下記(1)のとおり3種類の契約を締結すること。なお、契約金額は記載のとおりとするが、その他の項目については札幌市及び各バス事業者との協議により決定するものとする。

(1) 契約の種類

ア 札幌市との「令和8－10年度外国人バス運転手養成支援業務」に係る契約

イ 上記アに付随する、各バス事業者との人材紹介に係る契約（渡航費・国内

交通費等を含む）

ウ 上記アに付随する、各バス事業者との登録支援機関業務に係る契約

(2) 契約金額及び請求・支払時期

ア 上記(1)アについて

契約金額は見積合せにより決定する（予算規模は提案説明書に記載のとおり）。請求は、各年度の履行検査完了後に行うこと。

イ 上記(1)イについて

契約金額は外国人材1名につき1,538,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、原則として当該人材の紹介（入国）完了後に支払期日を設定すること。

ウ 上記(1)ウについて

契約金額は、外国人材1名につき月額38,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。支払対象期間は、入国日の属する月を起算月として、本業務の履行期間内において最大12か月分とする（「特定活動」による在留期間が12か月に満たない場合は、「特定技能」への在留資格変更後も通算して12か月を限度として支援を行うものとする）。請求は毎月行うものとし、令和10年3月分の支援に係る請求は同年3月31日までに行うこと。

(3) 契約金額の変更及び取り扱いについて

ア 上記(1)アについて

当該委託費は、事業の構築・運営に係る経費であることから、養成人数や紹介人数の増減に伴う変更は原則として行わない。ただし、事業規模に大幅な変更が見込まれる場合、不用額が生じた場合、又は受託者の責めに帰すべき事由による場合等はこの限りではない。

イ 上記(1)イについて

当該契約に基づく紹介手数料の請求は、契約締結時期にかかるわらず、履行期間内に人材の入国が完了した場合に限り行うものとし、紹介に至らなかつた場合は一切の費用請求を認めない。

ウ 上記(1)ウについて

上記イと同様に、当該契約に基づく委託料の請求は、契約締結時期にかかるわらず、履行期間内に支援業務を行う場合に限り行うものとし、入国月の日割り計算は行わない。ただし、外国人材の事情や出入国手続の処理等により入国が遅れた場合については、札幌市及び各バス事業者と協議の上、履行期間内に実施した支援分に限り請求を認めるものとする。なお、履行期間の延長については、必要に応じて別途協議を行うものとする。

(4) その他

ア 履行期間中に本仕様書に定めのない有償の業務を行う場合は、事前に札幌市及びバス事業者に対して説明し、合意の上で別途契約を締結すること。

イ 履行期間の終了後、各バス事業者から継続して登録支援機関としての支援業務の委託希望があった場合は、これに対応すること。なお、この場合は原則受託者の標準的な支援内容及び料金とすること。

6 再委託について

受託者は、必要に応じて事業の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、再委託承認申請書（任意様式）により申請の上、札幌市の承認を受けること。

ただし、上記4(1)現地養成のうち日本語教育の再委託先については、原則他業種を含めた支援業務で受託者と取引実績がある業者に限る。

この仕様書に定める事項については、再委託先においても受託者と同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うものとする。

7 個人情報の保護について

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」及び契約約款別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守して業務を行うこと。
- (2) 毎月、個人情報取扱状況報告書（別添）を作成し、本市に報告すること。

8 環境への配慮

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 特記事項

- (1) 本業務の実施にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (2) 法令の改正等があった場合で、業務内容の変更を要するときは、札幌市と速やかに協議すること。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (4) 札幌市は受託者が本業務の遂行に必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

受託者が、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項及び提供を受けたデータ並びに資料については、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (5) 成果品は著作権を含め全て札幌市の所有とする。受託者は札幌市の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (6) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。

個人情報取扱状況報告書

年　月　日

札幌市長　　様

住 所

会社名

代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。	
(1) 従業者の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）	
(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 （変更なし・変更あり）	
(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）	
(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：	
(5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：	
(6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）	
(7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）	
(8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	